

全国高等学校ハンドボール選抜大会
「部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」

全国高体連ハンドボール専門部

1 人数及び編成条件

部員とは全国高等学校ハンドボール選抜大会及びブロック・都道府県予選会等に参加申込可能な選手を指し、マネージャー等は除く。

- (1) 部員が6名以下のチームは複数校で合同チームを編成することができる。
- (2) 合同チームで出場する際は、各大会規定の登録メンバー数を超えないようにすること。
- (3) 合同チームは同地区・同支部内で編成し、計画的に練習ができるようにすること。

(特例)

- (4) 合同希望チームが同地区・同支部で1チームしかない場合、または、同地区・同支部でもお互いの距離がある等、計画的に練習ができないと都道府県専門部が認める場合は、近隣の部員数7名以上のチームと合同チームを組むことができる。

2 編成期間

合同チームの編成期間は、予選会参加申込から当年度の全国高等学校ハンドボール選抜大会終了時までとする。但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、以下の特例を認める。

(特例)

前年度に各都道府県における高体連主催大会に合同チームで参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、その年度の全国高等学校総合体育大会終了時までの期間は合同チーム活動を延長することができる。

3 チーム名

原則として編成校の校名連記とする。

4 ユニフォーム

統一したユニフォームであること。尚、ユニフォームに記載されている校名の規定は設けない。

5 その他

- (1) 合同チームの申請については、予選会申込み日までに、該当校長連名により都道府県専門部に申請し、審査を受け、大会参加の許可を得ること。
- (2) 全国高体連が定める「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」および本ガイドラインに基づき、各都道府県の実情に合わせた各都道府県専門部の規定を盛り込むことを認める。

令和5年10月6日 作成
令和6年10月16日 一部修正